

保管税関官署一覧表

上陸港	保管税関官署名	所在地及び電話番号
函館・小樽・室蘭・根室 釧路・留萌・稚内	函館税関	〒040 函館市海岸町24番4号 函館港湾合同庁舎内 TEL 0138-52-2141
新潟	東京税関新潟 税関支署	〒950 新潟市竜ヶ島町1丁目5番 4号合同庁舎内 TEL 0252-44-9312~4
横浜・浦賀・久里浜	横浜税関	〒231 横浜市中区海岸通1の1 TEL 045-201-4981
名古屋	名古屋税関	〒455 名古屋市港区海岸通5の2 名古屋港湾合同庁舎内 TEL 052-661-9151
田辺・舞鶴	大阪税関	〒552 大阪市港区築港4丁目10番3号 大阪港湾合同庁舎内 TEL 06-572-5321
神戸・呉・大竹	神戸税関	〒650 神戸市生田区加納町6 TEL 078-391-7241
門司・仙崎・博多	門司税関	〒801 北九州市門司区西海岸1丁目3番 TEL 093-321-3031
長崎・佐世保・鹿児島	長崎税関	〒850 長崎市出島町1番36号 TEL 0958-22-6181

(外地で寄託され税関に引き継がれたものは、一括して横浜税関で保管)

# 引揚者の皆さんへ 通貨・証券を返還

引揚者の皆さんへ大蔵省は、引揚者から預かった通貨、証券などを返還してあります。終戦後、海外からの引揚者が、上陸港で税関署、引揚集結地での総領事館などに預けた通貨、証券などを引揚者の皆さんや家族からの返還請求を待っています。請求される方は次の税関署へ問い合わせ下さい。

戦没者の妻と父母に特別給付金が継続支給されます。この特別給付金とは、戦没者の妻と父母が、過ぐる大戦の敗戦にともしない特別の事情のもとに置かれたという観点から国が特別の慰藉を行なうために、これらの者に支給するものです。今回の戦没妻特給法並びに戦没父母特給法の一部改正で前回給付の特別給付金の国債の償還が終了した者にあらためて増額して、特別給付金を支給しようとするものです。

**◎対象者**  
前回の特別給付金を受ける権利を取得した日から十年(父母は五年)を経過した日において

**◎支給金額**  
妻は六十万円(十年償還で無利子の記名国債)。父母は三十万円(五年償還で無利子の記名国債)。

**◎請求期間**  
昭和四十八年四月一日から昭和五十年七月二十三日まで。  
なお請求手続やくわしいことは厚生課へおたずね下さい。

**戦没者の妻・父母に特別給付金が支給**

## 身体障害者などの医療費が無料

生まれながら、あるいは疾病事故などによって、心身の機能を失った者で、他人の介護によらなくして、日常生活を送ることのできない重度の身体障害者、精神薄弱者の医療費負担の軽減をはかるために町では、十月一日から医療保険で支払う自己負担額を公費で助成する無料化の制度を実施することになりました。

この無料化は診療の時に病院などに一度支払いを済ませ、後で町に申請をして、助成を受ける方法

## ねたきり老人の医療費が無料

十月一日から六十五才以上七十才未満のねたきり老人の医療費が無料になります。この制度の対象となる老人は国民年金法で、障害の認定を受けられる廃疾の状態にある者、身体障害者手帳の交付を受けている一級から四級の者、障害年金を現在受けている者です。

対象者は、身体障害者手帳所持者で一級、二級の者。あるいは精神薄弱の程度、知能指数(I・Q)三十五以下の者です。

## 旧金鵄勲章のお知らせ!!

旧金鵄勲章叙賜一時賜金受給者に内閣総理大臣から銀杯・書状が交付されます。申告のできる人は、昭和十五年四月二十九日付で、旧金鵄勲章を叙賜され、一時賜金(賜金国庫債券)を受給した者。昭和三十八年四月一日に生存し、日本国籍の者。昭和三十八年四月一日以後死亡した者は、死亡者の遺族、締切りは昭和四十八年十月三十一日までです。詳しくは役場厚生課へ。

有線二〇四一〇一